

《名古屋市の火（埋）葬許可証再発行等に関する取扱い》

■名古屋市に於ける火（埋）葬許可証再発行等の申請窓口は各区役所市民課になり、死亡届経過年数によって再発行などの取扱いが異なります。

■例外を除き原則、申請時には火葬した斎場での火葬証明証が必要になります。

【昭和22年以前に死亡の場合】

■申請者の住所（現在ご遺骨のある場所）の区役所市民課での申請。

役所にデータが残っていないため、再発行ではなく火（埋）葬許可証に代わる証明書を発行してもらいます。

申請時の必要書類は各区役所に於いて取扱いが異なるため、必ず事前にお問い合わせになり確認して下さい。

【昭和23年～昭和45年までに死亡の場合】

■死亡届を提出した区役所市民課での申請。

役所にデータが残っていないため、再発行ではなく火（埋）葬許可証に代わる証明書を発行してもらいます。

申請時の必要書類は各区役所に於いて取扱いが異なるため、必ず事前にお問い合わせになり確認して下さい。

【昭和45年以降の死亡の場合】

■死亡届を提出した区役所市民課での申請。

火（埋）葬許可証を再発行してもらい再交付を受けます。

申請時の必要書類は各区役所に於いて取扱いが異なるため、必ず事前にお問い合わせになり確認して下さい。

●いずれに於いても各区役所により扱いが異なるので必ず事前にお問い合わせをしてご確認下さい。